

### 寡頭制か民主制か : 強制移住以前のチェロ キー族の政治体制に関する評価をめぐって

佐藤, 円 / SATO, Madoka

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

104

(終了ページ / End Page)

139

(発行年 / Year)

1998-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011265>

## 寡頭制か民主制か

——強制移住以前のチェロキー族の政治体制に関する評価をめぐって——

佐藤 円

はじめに

一九世紀の初頭から一八二〇年代にかけて、合衆国政府やジョージア州をはじめとする周辺の諸州から、領土のさらなる割譲や、部族のミシシッピ川以西への包括的な移住を求める圧力が恒常的に加えられる中、チェロキー族はそれに対抗するため、急速に部族の政治の「文明化」<sup>1)</sup>を推し進めた。その基本方針は、従来の分権的な政治体制を中央集権的なものに再編し、強力な部族政府を樹立するというものであったが、究極の目的は、合衆国政府に、チェロキー族が主権を有する独立した国家「チェロキー・ネイション」<sup>2)</sup>であることを認めさせることにあった。これを実現するためチェロキー族は、大胆に白人社会の政治制度を採り

入れ、部族の政治機構を整えていったのであるが、この変革は、当初から主に混血の族長たち (Chiefs)<sup>3)</sup>の強い影響力の下に展開されたものであった。政治の「文明化」の象徴とも言える一八二七年七月のチェロキー・ネイション憲法 (The Constitution of the Cherokee Nation) の制定も、混血の族長たちを中心に構成された憲法制定会議においてなされたものであった<sup>3)</sup>。この憲法の規定に基づき翌二八年一〇月に発足した部族政府にも、大族長 (Principal Chief) に就任したジョン・ロス (John Ross) をはじめとして、混血の族長たちが多数参加していた。このため、政治の「文明化」がつくり出したチェロキー族の新しい政治体制に対する同時代人の評価も、混血の族長たちと一般の部族民の関係をどのようなものとして捉えるのかに

よって、全く異なったものになっていた。

例えば、当時州の領域内に政治的に独立したインディアンの国家が存在するという状況は絶対に容認できないという立場を鮮明にしていたジョージア州知事ジョージ・ギルマー (George Gilmer) は、一八二九年一月に合衆国議会に宛てた手紙の中で、「主に白人の子孫で教育のある」チェロキー族の族長たちが現在インディアンの大衆に押しつけている圧政的な政治体制は、州の領域内で行われているこのような「族長たちによる——佐藤付記」権力の独占を、ジョージア州の手で終わりにさせる必要があるということをし、誰にでも、すぐに確信させるに違いありません」と述べている。

このような、一部の混血の族長たちが一般の純血の部族民を支配しているというチェロキー族の政治体制に対する批判は、ギルマーに限らず、大統領ジャクソンを含め当時チェロキー族の強制移住を唱導していた人々が、自説を正当化する際に等しく用いていたレトリックであった。またこれに加え、混血の族長たちの多くが黒人奴隷を所有し、農園や商店の経営などによって財を成していたことは、そのような批判を行う人々に、混血の族長たちが一般部族民を政治的に支配しているのみならず、経済的にも搾取して

いると主張させる根拠を与えていた。例えば、当時ジョージア州選出の下院議員であったウィルソン・ランプキン (Wilson Lumpkin) は、一八三〇年五月に合衆国議会で行った演説の中で、混血の族長たちとその親族でチェロキー・ネイションに居住する白人たちについて、以下のよう<sup>5)</sup>に批判している。

「私はチェロキーの国で、多くの家族が、市民生活や家庭生活を豊かにするような品物ならなんでも所有しているのを目にするということは認めます。……しかしそれらを所有している人々の大部分は、完全に白人か、白人の血が一部流れている人々であります。……純血のチェロキーたちの多くは、貧しく、人間としては落ちぶれた状態のままです。……その一方で、彼らの主人であり支配者である白人や白人の子孫たちは、土地の最も良い部分を占有し、合衆国政府から支給される年金も独占しているのです。」

しかしながらこのような批判に対しては、チェロキー族の政治体制の正当性を擁護する立場の人々から反論も行われていた。そのような人々の代表は、チェロキー・ネイションに居住し、部族の「文明化」に熱心に協力してきた宣教師たちであったが、彼らは一八三〇年一月に作成した合衆国国民宛ての声明文の中で、混血の族長たちや白人

の政治的影響力について、部族の移住問題と絡めて以下のよう<sup>(5)</sup>に述べている。

「これまでしばしばこの国の政治は、白人と混血の人々によって支配されていると言われてきました。しかし白人は、憲法の規定により全く政府に係わっておりません。：混血のインディアンたちが、その卓越した知識により、自然とかなりの影響力を持っていることは疑いようもありません。そしてこのことが意味している、より重要な部分は、彼らの影響の下、以前チェロキー族が享受していた政治よりもさらに幸福な政治が行われるようになったということ<sup>(6)</sup>です。……しかしながら……どのような才能や知識がある人でも、また過去にどのような影響力を持っていた人でも、国民的な関心事である西部への移住問題について、その人の見解が一般大衆の意向に反するということが明らか<sup>(6)</sup>な場合、その人が官職に就くということは、現状では不可能<sup>(6)</sup>です。」

またこれに加え、当然のことながら、チェロキー族自身も、自己の政治体制が、一部の特権的な族長たちによる一般部族民の支配ではないと熱心に訴えていた。例えば、一八二九年二月にワシントンを訪れていたチェロキー族の代表団は、前年の合衆国議会において、族長たちは脅迫など

の手段を用いて部族民たちを服従させようとしており、部族民たちはそのような族長たちを恐れて彼らの言いなりになっているのだと報告されていたことを知って、合衆国議会に提出した請願書の中で以下のように反論している。

「……このような所見がわが国の族長たちと部族民を評したものであるならば、それはこの報告者がそのことに<sup>(7)</sup>ついて全く無知であるということを、あるいは事実を間違<sup>(7)</sup>って伝える軽率な気質の持ち主である<sup>(7)</sup>ことを示しているのだと、我々は躊躇なく申し上げます。わが国の族長たちは、一般の人々の投票によって選ばれた彼らの直接の代表です。「もしそうでないと言<sup>(7)</sup>うのなら——佐藤付記」同じように、合衆国の国民も、国会議員や他の政府の役人たちを恐れている<sup>(7)</sup>と言<sup>(7)</sup>えるのではない<sup>(7)</sup>でしょうか。」

以上のように、政治の「文明化」によって樹立された新しい政治体制が、いかなる性格のものであったのかという問題については、同時代人の間でも、一部の混血の族長たちによる寡頭制であるという評価と、一般の部族民の意向を反映した民主制であるとの評価に大きく別れていたのであるが、このような評価の食い違いは、現在のチェロキー史研究においても完全に解消されているわけではない。それは、この問題を検討する際に利用できる史料が、主に合

衆国の政府文書や、宣教師など白人が残した記録、或いはチェロキー族側の史料であっても、英語が使用できた混血の族長たちの文書や、部族政府が制定した法令などに限られているため、チェロキー族の政治において、実際に一般の部族民がどのような役割を果たしていたのかという最も重要な点が、必ずしも明らかになっていないからである。

これまでの研究において、この問題に関し最も精緻な議論を展開しているのは、チェロキー族の社会史研究を専門としているセダ・パーデュー (Theda Perdue) である。彼女は複数の研究の中で、混血の族長たちの資産の調査やチェロキー族の法令の分析を通して、いかに彼らが部族政府の実権を握ることによって、自らの富を増やす目的の経済規制を立法で行い、チェロキー社会内で裕福なエリート階層を形成していたかという点を論証しようとしている。またその一方で、一般の純血の部族民については、国政レベルの政治にはほとんど参加しておらず、急激な「文明化」を拒否しつつ、経済的には慎ましい生活を続けていたと論じている。しかしパーデューの場合でも、当時のチェロキー族の政治体制を総体として評価する際には、必ずしも寡頭制であったと断定しているわけではない。特に混血の族長たちと一般の部族民の関係については、エリートた

ちは西部への移住に強固に反対していたため、一般の部族民の支持を取り付けることに成功していたのだと主張している。つまりパーデューも、部族政府の維持には、一般の部族民による支持が、ある程度必要であったことを認めているのである。<sup>8)</sup>

このようなパーデューの評価に対し、社会学者のデュエイン・シャンペイン (Duane Champagne) は、白人社会との接触によるチェロキー族の政治制度の変容と、伝統的な社会秩序や政治文化との関係を分析することによって、いかに一部の混血の族長たちが政治の「文明化」を熱心に唱えようともし、コンセンサスの形成を重視する政治的伝統を保持していた絶対多数を占める純血の部族民たちの積極的な支持がない限り、それは実現できなかったと論じている。さらに彼は、政治の「文明化」がくり出した新しい政治体制の下でも、依然として一般の部族民の意向は、彼らの支持を直接的に受けていた純血の族長たちの影響を通して、部族の政治に反映されていたと主張している。シャンペインはその根拠として、一九世紀の初めから一八二〇年代末までの期間に、部族民の意向に反する行動をとった族長たちが、たびたび部族の意思決定の場から排除されていたという点を挙げ、またそれを補強するため

に、部族民の持つ影響力の強さについて説明する同時代人の証言をいくつか提示している。つまり彼は、政治の「文明化」によって樹立された政治体制は、一部の混血の族長たちによる寡頭制などではなく、一般の部族民の政治参加に支えられた民主制であったと主張したのである。<sup>(9)</sup>

さて本稿において、このような研究者の評価の食い違いに、ただちに決着をつけるというのは、いささか荷が重い。しかし一つの試みとして、チェロキー族が政治の「文明化」を進める中で新しく導入した選挙制度に焦点を当て、特に実際に行われた選挙の結果を利用可能な史料から復元することによって、そこから問題の核心となっている一般部族民の政治的影響力をどの程度読み取ることができるとかという点を明らかにしてみたいと考えている。制約のある史料を使いながらこのような試みを行うことは冒険であるが、いずれかの方法によって一般部族民の政治的役割を評価しない限り、チェロキー族の政治体制の性格について論じることは不可能である。以下本論では、まず、伝統的な政治体制下における一般部族民の政治参加と、政治の「文明化」における混血の族長たちの役割について説明を加え、次に、新しく導入された選挙制度と、実際に行われた選挙の結果について分析を行い、最後に全体のまとめ

を提示したい。

註

(1) 本稿において使用する「文明化」という用語は、白人の文化を積極的に受容することが即ち文明化であると理解する小論で取り扱う時代の価値観を反映したものであって、筆者のそれに基づくものではない。

(2) 本稿においては、*chief* の訳語に「族長」を当てるが、この呼称は必ずしも部族全体を代表するただ一人の指導者を意味するものではない。アメリカ先住民社会の指導者に対して *chief* という呼称が用いられる場合、それは集団内の有力者一般に対する呼称である場合が多い。チェロキー族においても同様に、部族内の複数の有力者に対し *chief* という呼称が使用されている。

(3) 拙稿「チェロキー族における部族政府の組織化——一八世紀の初頭から一八二〇年代まで——」、『法政史学』第四九号、一九九七年、五四頁において「憲法制定会議は、……一八二七年七月に開催され、約一カ月に及ぶ議論の末憲法草案が起草された」と記したが、憲法制定会議の招集を決定した一八二六年一〇月一三日の決議を再検討したところ、会議では憲法草案が起草されるのみならず、その採択も行われることが規定されていたので、ここに記して訂正する。Resolution passed on October 13, 1826, in *Laws of the Cherokee Nation*: Adapted by the Council

at Various Periods, Cherokee Advocate Office, 1858, pp. 73-76.

- (4) *The Indian Removals*, Senate Document 512, 23rd Congress, 1st Session, 5 vols., AMS Press, 1974, vol. 2, p. 223.

(5) Wilson Lumpkin, *The Removal of the Cherokee Indian from Georgia, 1827-1841*, vol. 1, Dodd, Mead & Company, 1907, p. 77. 本文中では「母国」を「チロキー族の領土を合衆國に歸屬した民衆の心」に置き換えて「ついでに合衆國に歸す」。

(6) *Missionary Herald*, vol. 27, 1831, p. 83.

(7) *The New American State Papers: Indian Affairs*, 13 vols., Scholarly Resources, 1972, vol. 9, p. 141.

(8) *New American State Papers* (以下略)

- (9) Theda Perdue, "Rising from the Ashes: The Cherokee Phoenix as an Ethnohistorical Source," *Ethnohistory*, 24 (1977), pp. 207-218; idem, *Slavery and the Evolution of Cherokee Society, 1540-1866*, University of Tennessee Press, 1979, pp. 56-57; idem, "Cherokee Planters: The Development of Plantation Slavery Before Removal," in Duane King ed., *The Cherokee Indian Nation: A Troubled History*, University of Tennessee Press, 1979, p. 115; idem, "Traditionalism in the Cherokee Nation: Resistance

to the Constitution of 1827," *Georgia Historical Quarterly*, 66 (1982), pp. 159-170; idem, "The Conflict Within: The Cherokee Power Structure and Removal," *Georgia Historical Quarterly*, 73 (1989), pp. 467-491.

- (10) Duane Champagne, *Social Order and Political Change: Constitutional Governments among the Cherokee, The Choctaw, The Chickasaw, and the Creek*, Stanford University Press, 1992, pp. 16-17, 21-22, 24-26, 28-29, 31-32, 35, 38-40, 43-44, 46-49, 56-59, 69-70, 75-77, 91-107, 128-143. 「この文は「チェロキー特有の政治体制」を「チロキー族の政治体制」に置き換えて「ついでに合衆國に歸す」。
- William G. McLoughlin and Walter H. Conser, Jr., "The Cherokees in Transition: A Statistical Analysis of the Federal Cherokee Census of 1835," *Journal of American History*, 64 (1977), p. 698-699を参照。

一 伝統的な政治体制における部族民の政治参加

白人社会との接触が本格化する一八世紀中頃以前のチェロキー族における政治の基本単位は、広大な領土の各地に散在する「town」であった。各集落の

中心にはカウンシル・ハウス (council house) が設けられており、そこで開催される評議會を通じ、他の集落や他の部族との関係といった外交問題から、集落の住民が共同して行う農作業や宗教儀礼の手はずといった内政問題まで、その集落の統制が及ぶ地域で発生する様々な問題の処理を行っていた。それぞれの集落の人口規模は数百人程度であったが、一つ一つが政治的に独立しており、他の集落の束縛を受けずに、自由に自己の意思を決定し、それに従い行動していたのである。<sup>(1)</sup>

各集落のカウンシル・ハウスで開催される評議會には、原則としてその集落の住民全員が、老若男女の別なく出席することが認められていた。そして意見を述べたいものは、誰でも自由に発言することが許されていた。その一方で、様々な意見をまとめる役割として、人望の厚い高齢の男性が何人か族長に選ばれ、議事の運営を司っていた。しかしこの族長たちは、あくまで出席者の意見の調整役であり、彼らに自らの意向を他者に強制できるような絶対的な権力が与えられているわけではなかった。伝統的なチェロキー族の政治において最も重視されていたことは、問題の処理に際し、集団の構成員全体の話し合いによってコンセンサスを形成することであった。<sup>(2)</sup>

以上のような、集落に居住する一般の部族民の直接参加によって各集落がそれぞれの意思を決定し、他の集落の束縛を受けず自由に行動するという政治体制は、一八世紀を通じて白人社会との関係が発展するに従い、次第に維持していくことが困難になっていった。特に軍事的衝突が発生した場合や、領土の割譲について話し合うといった場合に、白人の側は各集落の独自性を無視して、チェロキー族を統一された一つの政治単位、つまり「国家」と見なしたため、混乱が生じ、チェロキー族の側が不利益を被る機会が多くなっていった。この結果チェロキー族は、徐々にそれぞれの集落を越えて、部族全体を統轄する権威を創設する必要性を認識するようになっていった。<sup>(3)</sup>

このような権威は、ほぼ一八世紀の中頃までに、他の集落からマザー・タウン (Mother Town) と呼ばれ、宗教上特別な地位を認められていた集落エチョータ (Echota) によって担われるようになっていった。毎年定期的に宗教的な祭礼とともに開催されるエチョータの評議會は、部族評議會としての役割を持つようになり、部族全体に係わる問題、特に白人との紛争の処理や他部族との関係の調整といった外交問題の処理を行うようになった。そしてエチョータの有力な族長の中からは、部族を代表する大族長

も選出されるようになり、まさにエチョータの評議会は、チエロキー「国家」の政府としての役割を果たすようになっていったのである。ただしこの部族評議會は、基本的に集落の評議會をモデルとして創設されたものであったため、依然として出席者のコンセンサスを形成することが重視されていた。また大族長の権限も、各集落の評議會において選出される族長たちと同様に限定的なものであり、彼の存在はあくまで象徴的なものにすぎなかった。<sup>(4)</sup>

集団の構成員が全員参加してその集団の意思決定を行うというチエロキー族の政治的伝統に従うならば、このエチョータで開催される部族評議會へは、部族民全員が出席することが原則であった。しかし、チエロキー族の諸集落は広い領土の各地に散在しており、部族民全てを一つの集落に招集して、一つの評議會に出席させることは実行不可能であった。このため各集落は、その解決策として、それぞれ数人の族長たちを集落の代表に選出して、部族評議會を参観したいと望んでいる住民を同伴させて、エチョータへ派遣するようになっていった。この代議制の出現により、従来話し合いに参加することで自らが属する集団の意思決定に直接影響力を行使することができた一般の部族民は、集落を越えた政治の場において、自己の政治的権限

を、一部の族長たちに委譲することになったのである。しかしその一方で、局地的な問題の処理については、依然としてそれぞれの集落の評議會が裁量権を維持しており、ここでは住民の直接参加による意思決定が続けられていた。また部族評議會の権限の及ぶ範囲は、あくまで外交問題の処理などに限定されており、それを越えて各集落の評議會が独自に行った決定に干渉することはできなかった。<sup>(5)</sup>

しかしながら、このようなエチョータの部族評議會を中心に編成された政治体制も、一八世紀の後半になり、チエロキー族がフレンチ・アンド・インディアン戦争やアメリカ独立戦争に巻き込まれると、維持していくことが再び困難になっていった。元来部族評議會の各集落に対する統制力は非常に限定的なものであったため、白人社会との戦争が長期化する中で、部族評議會の決定に不満のある集落が徐々に分派行動をとるようになったのである。特にそのような傾向は、一七八八年にエチョータが合衆国辺境地方の民兵軍によって破壊されると決定的になり、それ以後一八世紀の末に合衆国との最終的な講和が成立するまでの期間、部族全体から代表を招集する形で部族評議會を開催することは、実質上できない状態となっていた。またこれに加え、エチョータ以外の多くの集落も戦争の過程で破壊さ

れ、それらの集落に居住していた住民が他の集落に移住したり、安全な場所に新しい集落を建設したりしたため、集落の構成に変化が生じ、従来通りの政治体制をそのまま維持していくことも困難になっていた。さらに、破壊を免れた集落も、合衆国との講和を指向する集落と抗戦を指向する集落の二派に分裂し、互いに部族の主導権を争っていたため、チェロキー族の政治は、極めて混乱した状態に陥っていた。<sup>(6)</sup>

しかしこのような混乱状態にあっても、一般部族民による政治への直接参加というチェロキー族の伝統は、原則として維持されていた。記録によれば、この時期チェロキー族が合衆国政府の代表団と交渉を行う際には、数十人の族長たちに加えて、毎回数百人から千人ほどの部族民が交渉場所に参集していた。千人という数字は、一万人から二万人という当時のチェロキー族の総人口から見れば、必ずしも多い数とは言えないが、部族にとっての重要な決定は、たとえ部族評議会が定期的に開催できない状況にあつたとしても、族長たちのみによって行われていたのではなく一般の部族民の環境の中、彼らの参加も得て行われていたのであった。<sup>(7)</sup>

註

(1) Victor Richard Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," in King *ed.*, *op. cit.*, p. 93; Perdue, "Traditionalism in the Cherokee Nation," p. 160; Russell Thornton, *The Cherokees: A Population History*, University of Nebraska Press, 1990, pp. 21-30.

(2) John Phillip Reid, *A Law of Blood: The Primitive Law of the Cherokee Nation*, New York University Press, 1970, p. 30; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," p. 94; Perdue, "Traditionalism in the Cherokee Nation," p. 160-161.

(3) Fred Gearing, "The Rise of the Cherokee State as an Instance in a Class: The 'Mesopotamian' Career to Statehood," in William Fenton and John Gullick, eds., "Symposium on Cherokee and Iroquois Culture," Smithsonian Institution, Bureau of American Ethnology, *Bulletin*, 180 (1960), pp. 95-96; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," p. 96; Perdue, "Traditionalism in the Cherokee Nation," p. 162-163.

(4) Fred Gearing, *Priests and Warriors: Social Structures for Cherokee Politics in the 18th Century*,

- American Anthropological Association Memoir 93, American Anthropological Association, 1962, pp. 65, 89-93, 97; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," p. 97; Champagne, *op. cit.*, pp. 57-58; Perdue, "Traditionalism in the Cherokee Nation," p. 162-163; Reid, *op. cit.*, chapter 3.
- (5) Gearing, *Priests and Warriors*, pp. 93-95; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," p. 97; Champagne, *op. cit.*, pp. 58-59.
- (6) Gearing, *Priests and Warriors*, pp. 93-95; Grace Steele Woodward, *The Cherokees*, University of Oklahoma Press, 1963, pp. 69-79, 88-116; Champagne, *op. cit.*, pp. 69-70, 75-77.
- (7) 例えば、一七八五年のホープウェル条約の締結に際しては、族長三五人とともに部族民九一八人が参集していた。また一七九一年のホルストン条約の締結に際しては、四〇人の族長とともに、二二〇〇人の部族民が参集していた。Charles C. Royce, *The Cherokee Nation of Indians*, reprinted ed., Aldine Publishing Co., 1975, pp. 27, 34を参照。またこの当時のチェロキー族の人口は、こゝにThornon, *op. cit.*, p. 43を参照。

## 二 政治の「文明化」と混血の族長たち

一七九四年に合衆国に対する軍事的敗北が決定的となり講和が成立すると、部族内に存在していた講和派の集落と抗戦派の集落の路線対立は解消され、チェロキー族は一応の政治的統一を取り戻すこととなった。しかし戦争中に醸成された両派の対立感情は必ずしも解消されず、合衆国政府との交渉の際など、必要に応じて場所を移しながら再び招集されるようになった部族評議会においても、旧講和派集落出身の族長たちと旧抗戦派集落出身の族長たちの間で主導権争いが継続していた。

しかしこのような政治的に安定を欠いた状態は、合衆国政府や、急速に人口を増加させていた周囲の白人社会との関係を調整する上で、障害となっていた。合衆国政府は、インディアン土地の開放を求める辺境地方の住民の期待に応えるべく、講和が成立した後も繰り返しチェロキー族に領土の割譲を求めていたが、その交渉に際し、部族内にあった族長間の対立感情を利用しようとした。合衆国政府から派遣されてくる交渉担当者は、表向きには、部族評議会に対し領土の割譲の代償として多額の金品の贈与や年金の支払いを提示して説得を試みていたが、その裏では、部

族評議会において割譲に反対している族長たちと不仲な族長たちの買収に努め、部族評議会の正式な承諾が得られない場合でも、彼らの署名を獲得することによって領土の割譲を取り決めた条約を締結していった。この結果チェロキー族は、一八世紀の終わりから一九世紀初めにかけての一〇〇年程の間に、一〇六六万エーカー（約四万三〇〇〇平方キロ）もの領土を喪失した。<sup>2)</sup>

すでに一八世紀中かなりの領土を割譲していたチェロキー族は、これ以上の不正な条約の締結による領土の喪失を防ぐため、一八〇七年から一八〇八年にかけて買収された族長たちを部族評議会の決定によって処分するとともに、本格的に部族の政治体制の改革に乗り出した。その基本方針は、部族評議会にすべての政治権力を集中し、部族の最高意思決定機関としての役割を強化していくということであった。そうすることによってチェロキー族は、部族評議会の承認を得ない一部の族長たちによる不正な領土の割譲を規制し、同時に合衆国政府に対しては、部族評議会こそが部族を代表する政府機関であり、正式な交渉相手であることを認めさせようとしたのである。<sup>3)</sup>

このような改革を実現するためチェロキー族は、白人社会の政治制度を参考にしながら、部族評議会を中心とした

政治機構の整備に取りかかった。そしてその際、最も重要な役割を果たしたのが、混血の族長たちであった。彼らも多くは、一八世紀の中頃以降、白人社会との交流が盛んになる中でチェロキー族の下へやって来るようになった、白人の交易商人や植民地側の軍人などを父親に、チェロキー族の女性との間に生まれた子供か、或いはその子孫であった。チェロキー族は、元来母系制社会であったため、混血と言えども彼らは、生まれながらにして母親の氏族に属する正式な部族民として認められていた。混血の部族民は一般に英語の読み書きが得意で、白人社会の事情に精通していたため、白人側との交渉の際などには不可欠な存在だった。またこれに加え、たび重なる領土の喪失と獲物の減少により、狩猟と農耕を組み合わせた伝統的な生活様式を放棄せざるを得なかったチェロキー族にとって、彼らは、新たな生活手段として選択した白人の生活様式を導入する上でも、文化的な仲介者としての役割を果たしていた。このため混血の部族民たちは、一八世紀の末以降次第に部族内で影響力を強めていき、彼らの中から族長を多数輩出するまでになっていったのである。<sup>4)</sup>

チェロキー族における政治の「文明化」は、まさにこれらの混血の族長たちの指導より着手されたものであった。

一八〇八年九月には、部族評議会における立法が彼らの手で初めて英語で成文化され、それ以降部族の政治に法治主義が浸透していった。またそれ以前は、単に“Council”とか、“the Headmen and Warriors Assembled”などと英語では様々に呼ばれていた部族評議会も、この頃から正式には国民評議会 (the National Council) と呼ばれるようになり、名実ともにチェロキー・ネイションを代表する政府機関として機能するようになっていった。<sup>5)</sup>

さらに一八〇九年には、その国民評議会の決定により、一三人の委員で構成された国民委員会 (the National Committee) が新たに創設され、国民評議会が閉会している期間、それに代わって、主に外交問題の審議を行うことになった。年ごとに合衆国政府との交渉の機会が増加しており、その都度多くの集落の代表者を招集して国民評議会を開催し、そこにおいて出席者のコンセンサスを形成しながら部族の方針を決定するという従来のやり方では、対応しきれなくなっていた。そこでこのような少数人数で構成された特別な審議機関を国民評議会とは別に設置して、より効率的に外交問題の処理に当たらせることになったのである。しかし国民委員会における決定事項は、あくまで国民評議会の承認を得て効力を発すると決められていた

め、国民委員会に独立した外交権が与えられていたわけではなかった。<sup>6)</sup>

この国民委員会の委員は、国民評議会によって任命されることになっていたが、最初に任命された一三人の委員のうち九人は、名前から判断して、明らかに混血の族長であった。<sup>8)</sup>これは、国民委員会の設立目的が外交問題の処理にあつたための配慮と思われるが、これ以降国民評議会は、そのほとんどが純血の族長によって占められ、逆に国民委員会は、混血の族長が多数を占めるという状態が基本的に継続した。ただし、国民委員会が原則として国民評議会の監督下にあるという点から判断する限り、この当時国民委員会を拠点に展開されていた混血の族長たちの政治活動は、あくまで純血の族長たちの承認の下に行われていたものと考えられる。<sup>9)</sup>

しかしながら、国民委員会を中心に活動していた混血の族長たちの政治的影響力は、政治の機構改革が進展するにつれて、確実に強まっていった。一八一七年五月に開催された国民評議会では、国民委員会の常設化が決定され、国民評議会が国民委員会を監督するという体制には変化がなかったものの、国民委員会に外交以外の問題に対する審議権も与えられることになった。この国民委員会の権限強化

により、それ以後国民評議会と国民委員会が合同で議員総会 (the General Council) を開催し、そこにおいて部族の最終的な意思決定が行われるという体制が確立された。またこれに加え、同じ年の九月に開催された国民評議会では、それまで国民委員会の委員や国民評議会の書記を歴任していた混血の族長チャールズ・ヒックス (Charles Hicks) が新たに副大族長に選出され、純血の大族長パスキラー (Patrickier) を補佐することになった。さらに、一八二三年一〇月に開催された議員総会では、国民委員会と国民評議会のどちらか一方で決議された法案は、もう一方の承認を得ない限り成立しないことが決められ、混血の族長たちの活動拠点であった国民委員会は、ついに国民評議会と同等の権限を有する機関に格上げされることになった。これら一八一七年以降の一連の改革は、明らかに混血の族長たちの意向を反映したものであった。<sup>(1)</sup>

しかしながら混血の族長たちは、漸次拡大する自らの政治的影響力を、ただ政治の機構改革のみに向けて行使していたわけではなかった。一八一九年以降制定されるようになったチェロキー領内における商業活動を規制する法律、私設有料道路の開設を許可する法律、或いは黒人奴隷の処遇を規定する法律といったものは、どれも混血の族長を中

心とする部族内で最も白人文化の受容が進んだ人々の経済権益を保護する内容のものであった。このことは、政治の「文明化」において主導権を掌握し、その結果として様々な立法に直接関与するようになることが、経済的な成功と結びついていたことを示していた。まさに混血の族長たちは、部族内で政治力を蓄えたこの時期、同時に経済力も蓄えていったのである。そしてそのために、外部の観察者から、部族民を政治的に支配しているだけでなく、部族の富も独占していると非難されたのであった。<sup>(2)</sup>

## 註

(1) William G. McLoughlin, "Thomas Jefferson and the Beginning of Cherokee Nationalism, 1806 to 1809," *William and Mary Quarterly*, 3rd ser., 32

(1975), pp. 551-552; Champagne, *op. cit.*, pp. 98-94.

(2) Royce, *op. cit.*, pp. 46-69; Thurman Wilkins, *Cherokee Tragedy: The Ridge Family and the Decimation of a People*, 2nd ed. rev., University of Oklahoma Press, 1986, pp. 37-38.

(3) 一八〇五年から一八〇六年にかけて行われた不正な領土の割譲に係わった族長たちは、部族評議会の決定により一八〇七年に首謀者の一人が殺害され、一八〇八年に三人が

- 部族評議會から除かれた。註として McLoughlin, "Thomas Jefferson and the Beginning of Cherokee Nationalism," pp. 553-560; Wilkins, *op. cit.*, pp. 39-40 を参照。
- (4) Woodward, *op. cit.*, pp. 84-86; Champagne, *op. cit.*, p. 76; Thornton, *op. cit.*, p. 45. 種々の母系一族の母系制及び親族体系 (kinship system) については Reid, *op. cit.*, pp. 35-48 を参照。
- (5) Renard Strickland, *Five and the Spirits: Cherokee Law from Clan to Court*, University of Oklahoma Press, pp. 58-59. なお国民評議會を *tribe* と呼称する一八〇八年の最初の成文法からたびたび使用され始める。 *Laus of the Cherokee Nation*, pp. 3-4 を参照。
- (6) 国民評議會は初期特別な呼称を持たなかったが、一八一七年からは常設委員会 (the Standing Committee) と呼ばれるようになった。一八一九年以降正式に国民委員会と呼ばれるようになった。ここでは混乱を避けるために、初めから国民委員会と統一する。 McLoughlin, "Thomas Jefferson and the Beginning of Cherokee Nationalism," pp. 577-578; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," p. 100; *Laus of the Cherokee Nation*, pp. 4-6.
- (7) McLoughlin, "Thomas Jefferson and the Beginning of Cherokee Nationalism," pp. 577-578; Wilkins, *op. cit.*, pp. 50-51; Champagne, *op. cit.*, pp. 100-101.
- (8) この時任命された国民評議員の委員は、以上の三人に加えて Charles Hicks, The Ridge, John Walker, John McIntosh, Turtle at Home, John Lowrey, George Lowrey, Richard Brown, George M. Waters, Thomas Pettit, Doghead, Tussock, Sower John. この Charles Hicks, The Ridge, John Walker, John Lowrey, George Lowrey, Thomas Pettit の六人は種族を視て、George M. Waters の三人は事前から判断すると混血の可能性が高い。 McLoughlin, "Thomas Jefferson and the Beginning of Cherokee Nationalism," p. 578; Wilkins, *op. cit.*, p. 51.
- (9) 一八〇九年から一八二七年の間の国民評議會及び国民委員会の議員構成が、国民評議會と国民委員会と偏りがあるところ点については、チェロキー族が合衆国や他部族に送付した公的な書簡などに断片的に記載されている署名から判断した上で、次々その完全なるものはなく。例えば、Letter from the Cherokee Chiefs to the Big Warrior and Little Prince, October 24, 1823, in *New American State Papers*, vol. 8, pp. 32-33; *Cherokee Phoenix*, June 4, 1828; From General Council of the Cherokee Nation to John Cocke et al., October 17, 1827 in *New*

*American State Papers*, vol. 9, pp. 38-40などを参照。

- (9) Champagne, *op. cit.*, pp. 130-132, 136; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization, pp. 100-101; *Laws of the Cherokee Nation*, pp. 4-5, 31. なお副大族長職は、一八〇八年頃創設されたもので、一八一七年以前は、純血の族長によって担われていた。Champagne, *op. cit.*, pp. 99-100, 104, 132参照。

- (11) 前述した通り、この点に関しては、セダ・パーデューが繰り返し強調している。特に彼女は、いくつかの研究において、一八二七年と一八二八年の議員総会で制定された法律の少なくとも四〇パーセントが個人の財産を保護するものであったと、具体的な数字を挙げて論証を試みている。Theda Perdue, "Rising from the Ashes," p. 14; *idem*, *Slavery and the Evolution of Cherokee Society*, p. 56; *idem*, "The Conflict Within," pp. 480-482. 今回試みに、このような経済規制を目的とした法律が初めて制定された一八一九年から一八二六年にかけての期間についても調査してみた結果、全体で一〇〇の法律が制定されたうち、やはり三二二がこの種の法律であり、その比率は約二九パーセントであったことが確認できた。比率が一八二七年以降に比べるとやや低いのは、混血の族長たちの政治的影響力の相違を示しているものと思われる。*Laws of the Cherokee Nation*, pp. 6-13, 20-25, 27-30, 33-36,

39-41, 43, 50-53, 57-61, 79-80, 84. またパーデュー以外の研究で、混血の族長たちの資産の蓄積について論じたところについては、差江平太郎の *McLoughlin, Cherokee Renaissance in the New Republic*, pp. 288-295; McLoughlin and Conser, Jr., "The Cherokees in Transition," pp. 697-700などを参照。

### 三 政治の「文明化」と一般部族民

#### (一) 一八二〇年の選挙制度改革

混血の族長たちが部族内で政治的影響力を強め、それにとまない政治の「文明化」が着実に進展していく中、一般部族民はどのような形で政治に係わっていたのであろうか。部族の立法から判断する限り、少なくとも一八一〇年代末までは、一八世紀の中頃以来続けられてきた、各集落の評議会においてその集落の代表を選出し、国民評議会へ派遣するという制度が維持されていたようである。例えば、一八一七年五月に議員総会において制定された国民委員会の常設化を定めた法律の前文には、「五四の集落が参集し……今後のわが国の統治形式について、全会一致で以下のように決定する」と記されている。この文面は、一八一七年の段階になっても、依然として国民評議会には数多く

の集落から代表者が集まり、彼らのコンセンサスを形成することに<sup>1)</sup>よって部族の意思が決定されていたということを示している。

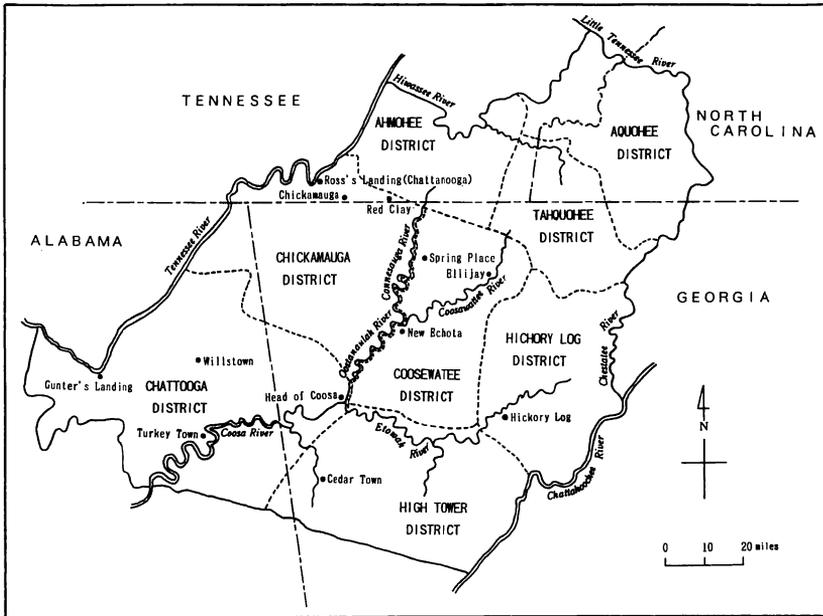
このような体制に決定的な変化が現れるのは、一八二〇年になってからのことであつた。前年の一八一九年二月に、強制移住以前としては最後の領土の割譲が行われ、チェロキー族の領土は、現在のジョージア州北西部を中心とするわずか七八万エーカー（約三万一九〇〇平方キロ<sup>2)</sup>）を残すのみとなつた。このためチェロキー族は合衆国政府に対し、これ以上の領土割譲を行ふ意思がないことを明確に宣言するとともに、一八二〇年一〇月から一月にかけて開催された議員総会において、合衆国の圧力にさらに効率的に対処し得る体制を確立するため、一連の立法を行った。その結果、集落ごとに族長を選出し国民評議会へ派遣するという従来の制度が廃止され、新たにチェロキー領を八つの行政区 (District) に分割し、そのそれぞれを一つの選挙区として、そこから四名ずつ国民評議会の評議員を選出するという制度が導入されることになつた。それと同時に各行政区には、行政区ごとの評議会を開催するために独自のカウンシル・ハウスが設置されることも決められ、伝統的に政治の基礎単位として機能してきた集落は、

その性格を完全に失うことになつた<sup>3)</sup>（地図1参照）。

この時の改革で最も重要な点は、国民評議会に出席する評議員の数を大幅に削減したことであつた。それまでは五〇以上の集落から、それぞれ数人ずつの族長たちが国民評議会へ派遣されていたため、国民評議会の出席者は二〇〇名から三〇〇名に上つていた。それを、八つの行政区から四名ずつ選出されるわずか三二名に削減したのである。これにより、国民委員会の一三名を加えていた議員総会の構成員は全体で四五名のみになり、そこでの審議が著しく簡素化された。これはまさに、合衆国との緊急を要する外交案件や、その他の国内問題を迅速に処理するための措置であつた<sup>4)</sup>。

しかしながらこのような改革は、同時に部族の政治体制の急激な集権化をも意味していた。これまで、自らが居住する集落の評議会において、その集落の住人の中から人望が厚い人物を数名選出し、国民評議会へ派遣するという方法で、国政に相当の影響力を及ぼすことができた一般の部族民は、ほんの一握りの族長たちに自らの運命を託さなければならなくなつたのである。明らかにチェロキー族における政治の「文明化」は、一般部族民の政治参加を制限し、少数の族長たちによる政治の独占に道を開く可能性を

地図1 チェロキー・ネイション (1819~1835年)



出典：Map drawn by Douglas C. Wilms, "A Note on the District Boundaries of the Cherokee Nation, 1820," *Appalachian Journal*, 2 (1975), p. 285 および Theda Perdue and Michael D. Green ed., *The Cherokee Removal: A Brief History with Documents*, p. 22, "The Cherokee Country about 1825" をもとに作成。

----- チェロキー・ネイション 8行政区の境界  
 - - - - 現在の州境  
 • 主なタウン

はらむものだった。はたして一般の部族民は、新しく導入された行政区を単位とした選挙制度を活用することで、そのような事態を防止することができたのだろうか。

残念ながら、一八二〇年に制定された一連の法律の中には、新しい選挙制度に関する詳しい規定が存在しない。またその他の史料にも、この時期に実際どのような行政区ごとに評議員を選出していたのか、それを説明する記述がほとんど見当たらない。わずかに一八二六年三月に混血の族長の一人ジョン・リッジ (John Ridge) が、合衆国の著名な政治家で、当時インディアンについての民族学的研究を行っていたアルバート・ギャラティン (Albert Gallatin) に宛てたチェロキー族の現状を紹介する書簡の中で、「我々の立法評議会 (国民評議会——佐藤付記) の構成員は、八つの行政区を代表するよう、状況が許す限り適

切な割合で選出されています」と述べているのみである。<sup>(5)</sup>あるいはこの一八二六年の段階になっても、依然として行政区ごとに設置されたカウンシル・ハウスにおいて評議会を開催し、そこにおいてその行政区の代表を選出していたのかもしれない。いずれにせよ、このような従来の制度が確実に変更されたと史料で確認できるのは、一八二七年に実施された憲法制定会議代議員選挙からであった。

## (二) 一八二七年の憲法制定会議代議員選挙

一八二六年一〇月に開催された議員総会においてチェロキー族は、二〇年あまりに渡って続けられてきた政治の「文明化」を完成させるための重要な決定を行った。それは翌年七月、一八二五年以来正式にチェロキー・ネイションの首都に定められていたニュー・エチョータ (New Echota)<sup>(6)</sup>において、憲法制定会議を開催するというものであった。そして、それに先だつ五月には、この会議を構成する代議員の選挙が、各行政区を単位として行われることが決められた。この選挙の実施規定は、概略以下のようなものであった。

候補者は、議員総会が行政区ごとに一〇名ずつ指名する。候補者の内、得票の高かった三名が、各行政区の代表

として当選したものとする。有権者の便宜を考え、各行政区内に三つの管区を設定し、そのそれぞれに投票所を設置する。また選挙を監督するために、各選挙区に監督官と書記が選任される。選挙権は、チェロキー・ネイションの自由市民の成人男性に限られる。各有権者は、全ての候補者の中から三名を選択することができる。ただし、代理人による投票は認めない。投票は、口頭で行うものとする。<sup>(7)</sup>

まずこの規定で目を引く点は、候補者が、あくまで議員総会によって事前に適当と判断され、指名された人物であったということである。これは、この選挙の当選者が、憲法制定という特殊な任務を引き受けるために講じられた措置と思われるが、一般の部族民の被選挙権が制限されていたという意味で、不自由な選挙であった。次に選挙資格についてであるが、チェロキー・ネイションの自由市民の成人男性とされており、黒人奴隷、ネイション内に居住する白人、そして女性部族民と成人に達しない男性部族民(規定では具体的な年齢の記述はない)が除外されていた。特に女性については、伝統的な政治体制下では各集落の評議会はもちろんのこと、部族評議会においても参加が認められていた。それが、政治の「文明化」が進展するに従い徐々に発言力を弱めていき、ついにこの段階で、完全

に参政権を失うこととなったのである。<sup>(8)</sup>

さてそれでは、実際に議員総会によって指名を受けた候補者とは、どのような人々であつたらうか。一八二六年一月に制定された憲法制定会議の開催と代議員選挙の実施を定めた法律に記載されている名前を整理すると、表1のようになる。英語人名が多いことから明らかなように、行政区によって偏りがあるものの、全体で八〇名の候補者のうち過半数の五〇名あまりが混血であつた。これは憲法制定という任務の性格上、混血の部族民の方が適任と判断されやすかつたためと思われる。

一方これらの候補者によって実施された選挙の結果についてであるが、表1に列挙した当選者名は、憲法制定会議においてチェロキー・ネイション憲法が採択される際に署名した人々の名前と、同時代人の証言から特定したものである。それによると、理由は定かでないが、二つの行政区からは、本来三名のところ二名しか選出されていない。実際には当選者がいたにもかかわらず、憲法制定会議には参加しなかつたのか、或いは参加していても憲法に署名しなかつたのか、確認することはできなかった。<sup>(9)</sup> さらに、この選挙における各候補者の得票数についてであるが、それを記録した確実な史料が存在しないため、表に記載すること

ができなかつた。

ともあれ、特定できた二三名の当選者の構成から明らかなることは、そのうち一八名が混血であつたということである。またこのことに加え、混血の一八名のうち八名と、純血の四名のうち一名が、一八二七年当時の国民委員会の構成員で占められていたことも注目に値する。実際のところ、すでに候補者指名の段階から、国民委員会の構成員一三名のうち二名までもが、議員総会による指名を受けていたのである。<sup>(10)</sup>

さてそれではこの選挙は、被選挙権が制限されていた点や、当選者のほとんどが混血の族長たちによって占められたという点が示しているように、一般の部族民の政治的影響力を極力排除したものであつたのだろうか。選挙結果を見る限り、必ずしもそうとばかりは言えないようである。少ないとは言え、四名の純血の候補者が混血の候補者たちを抑えて当選しているということは、いかに憲法制定が特殊な任務であろうと、このような重要な改革を、混血の族長だけに独占させるべきではないという一般部族民の意向を表しているように思われる。<sup>(11)</sup>

特にこの点に関し、候補者個人のプロフィールと、実施された選挙の様子が宣教師の報告によってある程度分かっ

表1 憲法制定会議代議員選挙(1827)の候補者と当選者

Candidates for the election of the Constitutional Convention by Districts		Elected Members of the Constitutional Convention
〈Chickamauga District〉		
John Ross	Richard Taylor	John Ross(President) John Baldrige Richard Taylor
John Baldrige	James Brown	
Sleeping Rabbit	John Benge	
Nathaniel Hlicks	Sicketowee	
James Starr	Daniel McCoy	
〈Chattooga District〉		
George Lowrcy	Samuel Gunter	George Lowrey Edward Gunter John Brown
Andrew Ross	David Vann	
David Brown	Spirit	
The Bark	Salcooke	
Edward Gunter	John Brown	
〈Coosewatee District〉		
John Martin	Walter S. Adair	John Martin Joseph Vann Kelechulah
Elias Boudinot	Joseph Vann	
John Ridge	William Hlicks	
Elijah Hlicks	John Saunders	
Kelechulah	Alexander McCoy	
〈High Tower District〉		
George M. Waters	Joseph Vann	Joseph Vann John Beamer Thomas Pettit
Alexander Saunders	John Beamer	
Walking Stick	Richard Rowe	
The Feather	Old Field	
Te-nah-la-wee-stah	Thomas Pettit	
〈Hickory Log District〉		
James Daniel	George Still	James Daniel John Duncan
Woman Killer	Robert Rogers	
Moses Parris	John Duncan	
Moses Downing	George Ward	
Tahquoh	Samuel Downing	
〈Tahquohee District〉		
Chuwalooke	George Owen	Ooclen-not-tah William Bowling
Too-nah-na-lah	William Bowling	
Chips	Ooclen-not-tah	
Soo-wa-kee	Sour John	
The Tough	Charles	
〈Aquohee District〉		
Sitewake	Bald Town George	Sitewake Richard Walker John Timson
Richard Walker	John Timson	
Allbone	Robin	
Ahtoheskee	Kunsenee	
Samuel Ward	Kalalloskee	
〈Ahmohee District〉		
Hair Conrad	Lewis Ross	Hair Conrad Lewis Ross Thomas Foreman
Thomas Foreman	John Walker, Jr.	
Going Snake	George Fields	
James Bigbey	Deer-in-water	
John McIntosh	Thomas Fields	

出典 : *Lows of Cherokee Nation: Adopted by Council at Various Periods*, Cherokee Advocate Office, 1858, pp. 73-76, 130; Constitution of the Cherokee Nation, July 26, 1827, in *The New American State Papers: Indian Affairs*, 13 vols., Scholarly Resources, 1972, vol. 9, pp. 41-50; *Niles Weekly Register*, June 9, 1827をもとに作成。

ているクーセウォティー行政区 (Coosewatee District) を例に見てみる。この選挙区では、全候補者一〇名のうち九名までもが混血によって占められていた。しかし結局当選したのは、混血のジョン・マーティン (John Martin)、ジョセフ・ヴァン (Joseph Vann)、そして純血のケレチュラー (Kelechulah, Kelechulee, or Ki-li-tsu-li) であった。このうちたった一人の純血の候補者が当選も果たしたケレチュラーは、急激な「文明化」には否定的な考えを持っていた伝統主義者の族長であった。本選においてケレチュラーは三位の得票で、当時国民評議会の議長を務めていた有力者メイジャー・リッジ (Major Ridge) の息子であるジョン・リッジと同点であった。このため、決戦投票が行われ、それに勝利したのである。<sup>(12)</sup>

この選挙区には、ジョン・リッジ以外にも有力な候補者が複数立候補していた。例えばウイリアム・ヒックス (William Hicks) は、長年副大族長を務めたチャールズ・ヒックスの弟であり、この選挙が行われた五ヵ月後に開催された議員総会においては、急死した大族長、バスキラに代り臨時の大族長に指名されたほどの大物であった。さらにアレクザンダー・マッコイ (Alexander McCoy) は当時の国民委員会の書記であり、イライアス・

ブーデインノー (Elias Boudinot) は当時国民評議会の書記を務めるとともに、翌年二月から発行され始める部族の新聞『チェロキー・フェニックス』(Cherokee Phoenix) の編集長に就任した人物であった。このような混血の有力候補たちを抑えて、たった一人の純血の候補者で、しかも憲法制定という任務には適任とは言えないような人物が当選したところに、有権者である一般部族民の強い意向が表れているように思われる。<sup>(13)</sup>

### (三) 憲法の制定と新しい選挙規定

一八二七年五月の選挙の結果を受け七月に開催された憲法制定会議では、当選した代議員たちによって、チェロキー族における政治の「文明化」の総仕上げとも言えるチェロキー・ネイション憲法の制定が行われた。そしてこの憲法の規定により、新しい部族政府を発足させるための総選挙が翌年の八月に行われることになった。その実施規定は、憲法の条文によると、概略以下のようなものだった。

国民委員会には、各行政区から二名ずつの一六名が、そして国民評議会には、各行政区から三名ずつの二四名が選出される。被選挙権は、チェロキー・ネイションの自由市

民で、二五歳以上の男性に与えられる。最初の選挙は、一八二八年八月の第一月曜日に実施され、それ以後も同様に二年おきに実施される。投票は口頭で、憲法制定会議代議員選挙において設置された投票所において行われる。選挙権は、自由市民で一八歳以上の男性に与えられる。選挙の管理運営には、各行政区の判事、警察署長、保安官等が当たるものとする。<sup>(1)</sup>

この憲法によって定められた新しい選挙の実施規定の中で最も目を引く部分は、従来は国民評議会による任命制だった国民委員会の委員が、部族民の直接選挙によって選ばれるように変更された点である。またこれに加え、被選挙権が明確に規定されたことにより、原則として二五歳以上の男性部族民ならば誰でも立候補できることが確認されたことや、二年ごとに総選挙が実施され、全ての議員が改選されると定められたことも重要である。これらの規定により、部族民による政治参加の機会は明らかに増大した。

さらに、これら以外の点で注目できるものとしては、国民委員会と国民評議会で構成される議員総会の定数が、改めて削減されたことが挙げられる。従来は、国民委員会一三名、国民評議会三二名の総勢四五名であったのに対し、新しく前者が一六名、後者が二四名に変更されたため、全

体で五名減少し四〇名になった。このことは、政治の集権化が一層進行したことを意味していた。また同時に、混血の族長たちが大多数を占めていた国民委員会の定員が増加する一方で、純血の族長が大多数を占めていた国民評議会の定員が減少したことは、混血の族長たちの影響力がさらに強まる可能性を示していた。

さて次に、この新しい選挙制度の下で実際に行われた総選挙がどのようなものであったのかという問題であるが、残念ながら分析の対象となる総選挙は、強制移住以前には二回しか実施されなかった。これは、当時チェロキー族による主権国家建設の動きに警戒感を募らせていたジョージア州が、一八二九年一二月、チェロキー領内にジョージアの主権が及ぶという内容を骨子とする州法を制定し、一八三一年以降州兵を動員しながら、本格的にチェロキー族の政治活動を妨害し始めたことによる。<sup>(2)</sup> それゆえここでは、実施可能であった一八二八年と一八三〇年の二回の総選挙の結果について、国民委員会と国民評議会のそれぞれに分けて整理した表を提示しながら分析を試みることにする。ただし、この二つの選挙についても、憲法制定会議代議員選挙と同様に、各候補者の得票数を記録した史料が存在しないため、表には候補者と当選者の氏名のみを記載し

た。

#### (四) 一八二八年の総選挙

まず一八二八年八月に実施された第一回目の総選挙であるが、国民委員会については表2で、国民評議会については表3で、それぞれ選挙前の構成員、立候補者、当選者の氏名を整理した。この二つの表を作成するにあたり、選挙前の構成員の氏名については、一八二七年に合衆国政府から派遣されてきた代表団に宛てて議員総会が作成した書簡に記入されていた署名から特定し、立候補者及び当選者の氏名に関しては、『チェロキー・フェニックス』紙上に掲載された立候補者及び当選者の告知記事から特定した。なお表中の氏名で？印が付されているものは、その人物の地盤とする行政区が史料から特定できなかったことを示している。また表中の行政区別の氏名の記載で、議員の定員を越えている場合と不足している場合、そして立候補者数が当選者数と同数の場合があるが、これらも史料の不備によるものである。

さて選挙の結果であるが、以前から継続している国民委員会では混血が、そして国民評議会では純血が多数を占めるといふ傾向に変化はなかった。このような偏りは、す

に立候補の段階から現れており、立候補者の側に委員会と評議会の性格について、意識的な区別が存在していたようである。一方、国民委員会、国民評議会双方の結果に共通して言えることは、選挙以前と比較すると、その構成員が大幅に交代したということである。ただし、前任者が必ずしも立候補したわけではないので、ただちに選挙によって指導者たちの刷新が行われたと判断することはできない。特に国民委員会の委員は、この選挙で初めて部族民の直接選挙で選ばれることになったものの、前任者一三名のうちわずか五名しか立候補せず、そのうちの四名までが当選を果たしている。実際のところ、国民委員会の前任者で立候補しなかった者のうちスリーピング・ラビット (Sleeping Rabbit) は、国民評議会の選挙に出馬して当選を果たしているし、またジョン・ロスとジョージ・ラウリー (George Lowrey) は、一〇月開催された新しい議員総会において、それぞれ大族長と副大族長に選出され、アレグザンダー・マッコイは、国民評議会の書記に任命されている。つまり、任命制から選挙制に変更が行われた後も、選挙前に国民委員会の構成員であった者の多くが、引き続き部族政府の要職に留まったことである。

それでは、この国民委員会の選挙結果から、有権者であ

表2 1828年の総選挙による国民委員会の構成員の変化

Members of the National Committee ( Oct.,1827)	Candidates for the election of 1828 by Districts	Members of the National Committee(Oct., 1828)
John Ross (President) Richard Taylor Joseph Vann George Lowrey Jhon F. Baldrige Hair Conrad Alexander McCoy Sleeping Rabbit George Chambers John Beamer Thomas Pettit Chuwalukee Thomas Foreman	<Chickamauga District> Richard Taylor John F. Baldrige Daniel McCoy	Richard Taylor John F. Baldrige
	<Chattooga District> Edward Gunter Daniel Griffin, Jr. Richard Fields Thomas Wilson Little Turtle Andrew Ross	Edward Gunter Daniel Griffin, Jr.
	<Coosewatee District> Joseph Vann George Sanders Walter Adair John Ridge Elijah Hicks Rising Fawn John Sanders	Joseph Vann George Sanders
	<High Tower District> David Vann Joseph Vann	David Vann Joseph Vann
	<Hickory Log District> James Daniel Samuel Downing John Duncan George Waters George Still Raccoon Moses Downing Edmund Duncan	James Daniel Samuel Downing
	<Tahquohee District> William Bolen Alexander McDaniel	William Bolen Alexander McDaniel
	<Aquohee District> John Timson Samuel Ward	John Timson Samuel Ward
	<Ahmohee Distric> Thomas Foreman Hair Conrad Lewis Ross	Thomas Foreman Lewis Ross(President)

出典：From General Council of the Cherokee Nation to John Cocke, George I. Davidson, and Alexander Gray, October 11, 1827, in *The New American State Papers: Indian Affairs*, 13 vols., Scholarly Resources, 1972, vol. 9, pp. 38-40および *Cherokee Phoenix*, May 28, June 4, 11, 18, 25, July 2, 9, 21, 30, October 22, 1828をもとに作成し、Gary E. Moulton ed., *The Papers of Chief Jhon Ross*, 2 vols., University of Oklahoma Press, 1985, vol. 2, pp. 715-747, "Biographical Sketches"を参照して英語人名を一部修正した。なお、チェロキー語人名については、史料によって若干綴りが異なる場合がある。

表3 1828年の総選挙による国民評議会の構成員の変化

Members of the National Council (Oct., 1827)	Candidates for the election of 1828 by Districts	Members of the National Council (Oct., 1828)
Three Killer Sicketawee Chunoyikkee The Hog?	<Chickamauga District> Charles Reece Sleeping Rabbit Tsu-nu-ge Nathan Hicks Cun-ne-quoh-yo-ge Thomas Mason	Charles Reece Sleeping Rabbit Tsu Nung-gee
Little Turtle The Bark Oowanooke?	<Chattooga District> Archibald Campbell Bark Laugh at Mush Head Thrower John Ratcliff Sah-ke-ah Scraper	Archibald Campbell Bark Laughing Mush
William Hicks Kelchulce Major Ridge(Speaker) Tasateskec Kaahteechee	<Coosewatee District> Dah-ye-ske Ne-gah-we Major Ridge Te-sa-daski James Foster John Fields, Jr. Watie Goo-lah-tse Ka-c-tee-hee White Path	Da-ye-ske Ne-gah-we White Path
Walking Stick The Feather Old Turkey The Bean?	<High Tower District> Walking Stick Turtle Chueleo	Walking Stick Turtle Chueleo
Rising Fawn Lee Skalola Slim Fellow Tahquoh	<Hickory Log District> Moses Parris John R. Daniel Slim Fellow James Daugherty Chewca Risind Fawn Tuckquo George Cary William Procter Young Chicken	Moses Parris John R. Daniel Slim Fellow
Charles Ooolunotah Ahelosenoe? Tanahuu	<Tahquohee District> Matoy Cricket Nah-hoo-lah	Matoy Cricket Nah-hoo-lah
Suwakee Kunusence Chickasawteehee Tsquie?	<Aquohee District> Si-too-wa-gee De-geh-le-loo-gee Robert Musk Rat	Si-too-wa-gee De-geh-le-loo-gee Robert Musk Rat
Going Snake Poor Bear Dick?	<Ahmohee Distric> Crawing (Going?) Snake James Bigbey Deer in the Water Thomas Fields Young Wolf John Watts De-squah-ne	Going Snake(Speaker) James Bigbey Deer in the Water

出典：From General Council of the Cherokee Nation to John Cocke, George I. Davidson, and Alexander Gray, October 11, 1827, in *The New American State Papers: Indian Affairs*, 13 vols., Scholarly Resources, 1972, vol. 9, pp. 38-40および *Cherokee Phoenix*, May 28, June 4, 11, 18, 25, July 2, 9, 21, 30, October 22, 1828をもとに作成し、Gary E. Moulton ed., *The Papers of Chief John Ross*, 2 vols., University of Oklahoma Press, 1985, vol. 2, pp. 715-747, "Biographical Sketches" および James Mooney, *Myth of the Cherokee*, 19th Annual Report of Bureau of American Ethnology, GPO, 1900, pp. 506-548, "Glossary of Cherokee Words"を参照して人名を可能な限り統一した。また作表にあたり、各人の属する行政区が不明な場合は、James W. Tyner ed., *Those Who Cried, The 16,000: A Record of the Individual Cherokee Listed in the United States Official Census of the Cherokee Nation Conducted in 1835*, Thomason Printing, 1974を参照してその居住地を確認し、行政区を特定した。

る一般部族民の意向を全く読み取ることができないかと言え、そうでもない。憲法制定会議代議員選挙においても特徴的な投票結果を示したクーセウォティー行政区を見てみると、前回の選挙で当選を果たした候補者のうちジョセフ・ヴァンしか立候補していなかった。これは前回の落選者で、今回も立候補したウォルター・アデア (Walter Adair)、ジョン・リッジ、イライジャ・ヒックス (Elijah Hicks)、ジョン・サンダース (John Sanders) にとっては、当選の可能性が高まっていたということである。特に前回三位の得票で、決戦投票で敗れたジョン・リッジにとつては、絶好の機会であった。それにもかかわらず、これら前回の落選者は、今回も全員当選することができなかった。これは有権者たちが、何らかの理由で、初めて立候補したジョージ・サンダース (George Sanders) の方を彼らより適任と判断した結果と思われる。

さて一方、国民評議会の選挙結果はどうであつたらうか。こちらでは、前任者三一名中一一名が立候補し、そのうち六名しか当選していない。そもそも国民評議会は、憲法の制定により、定数が以前の三三名から二四名に削減されていたことに加え、立候補者もかなり多かつた。このため激戦になり、当選すること自体が難しかつたのかもしれない。

ない。しかし前任者が当選できない理由が、その他にもあるように思われる。やはり、クーセウォティー行政区を例に見てみると、前任者五名のうち三名が立候補し、この三名ともが落選している。特に、選挙以前の国民評議会で議長を務めていた有力者メイジャー・リッジが落選している点は不思議でさえある。国民評議会の評議員選出には、以前から選挙制が用いられていたわけであるから、彼を含む前任者はみな部族民によって選ばれた人々であつた。しかしそのような人々でも、無条件で再選されなかつたということである。またこれに加え、彼ら前任者を破つて当選した候補の中に、純血の伝統主義者の族長ホワイト・パス (White Path) が含まれていたことも注目に値する。もともと彼は国民評議会の評議員であつたが、急激な政治の「文明化」に反対したことが原因と言われているが、一八二五年に国民評議会から除名されていた。さらに彼は一八二七年になると、ケレチュラーら同調者を誘つて新しい憲法の制定に反対する運動さえ展開した。このような、混血の族長たちのリーダーシップに反抗するような人物が、前任者たちに代わつて選ばれているところに、一般部族民の意向が強く表明されているように思われる。<sup>(18)</sup>

## (五) 一八三〇年の総選挙

次に一八三〇年八月に実施された第二回目の総選挙であるが、国民委員会については表4で、国民評議会については表5で、それぞれ選挙前の構成員、立候補者、当選者の氏名をを整理した。この二つの表を作成するにあたり、選挙前の構成員および立候補者の氏名については、『チェロキー・フェニックス』紙上に掲載された立候補者の告知記事から特定した。しかし、どのような事情からか、当選者を告知する記事が掲載されなかったため、当選者については、議員総会が一八三二年八月に合衆国の陸軍長官ルイス・キャス (Lewis Cass) に宛てた書簡と、一八三三年一〇月に合衆国政府のチェロキー族担当官ヒュー・モンゴメリー (Hugh Montgomery) に宛てた書簡に記入されていた署名から特定した。残念ながらこれらより前の年代の史料を入手することができなかったが、一八三〇年以降の総選挙が実施されていないため、これらの史料でも氏名の特定が可能であると判断した。なお表5中の氏名で？印が付されているものは、その人物の地盤とする行政区が、史料から特定できなかったことを示している。また表中で、当選者数と立候補者数が同数のものがあるが、これも史料に不備があり、当選者以外の立候補者を確認することがで

きなかったものである。<sup>(15)</sup>

さてそれでは、選挙の結果についてであるが、明らかに特徴は、国民委員会、国民評議会とも一八二八年の総選挙に比較した場合、選挙による構成員の交代が少なかったということである。これは一八二八年の総選挙が、憲法制定による選挙制度改革をとまなうものであったのに対し、今回の選挙が前回と同一の制度の下で実施されたことによるものと考えられる。

まず国民委員会の選挙の結果から見ると、前任者一六名のうち一四名が今回も立候補し、そのうち一〇名が再選されている。ここで注目できる点としては、この再選された一〇名のうち八名までもが、憲法制定会議代議員選挙において当選した経験のある候補者であったということである。例えば、チカモীগ行政区 (Chickamauga District) のリチャード・テイラー (Richard Taylor) やジョン・F・ボールドリッジ (John F. Baldridge) あるいはクーセウォティー行政区のジョセフ・ヴァンといった人々がそうであるが、彼らに対しては、一貫して有権者の強い支持があったということを示している。しかしその一方で、チャトゥーガ行政区 (Chattooga District) のように、前任者が二人とも立候補したにもかかわらず、そ

表 4 1830年の総選挙による国民委員会の構成員の変化

Members of the National Committee (Oct., 1828)	Candidates for the election of 1830 by Districts	Members of the National Committee (Aug., 1832)
Richard Taylor John F. Baldrige	<Chickamauga District> Richard Taylor John F. Baldrige James Brown James Starr	Richard Taylor (President, 1832~) (John) Fox Baldrige
Edward Gunter Daniel Griffin, Jr.	<Chattooga District> Richard Fields Edward Gunter Daniel Griffin, Jr. Samuel Gunter John Gunter William Lesley Andrew Ross	Richard Fields Samuel Gunter
Joseph Vann George Sanders	<Coosewatee District> Joseph Vann John Ridge Elijah Hicks John Sanders	Joseph Vann John Ridge (President, ~1832)
David Vann Joseph Vann	<High Tower District> David Vann Old Fields	David Vann Old Fields
James Daniel Samuel Downing	<Hickory Log District> James Daniel Samuel Downing George Still	James Daniel George Still
William Bolen Alexander McDaniel	<Tahquohee District> William Bowling Alexander McDaniel	William Bowling Alexander McDaniel
Samuel Ward John Timson	<Aquohee District> George Blair John Timson Samuel Ward Thomas McDonald Spike Buck	George Blair John Timson
Thomas Foreman Lewis Ross (President)	<Ahmohee District> Thomas Foreman Lewis Ross	Thomas Foreman Lewis Ross (Hair Conrad, 1832~)

出典： *Cherokee Phoenix*, October 22, 1828, June 12, 19, 26, July 3, 10, 17, 24, 31, 1830および From General Council of the Cherokee Nation to Lewis Cass, August 6, 1832 and to Hugh Montgomery, October 31, 1833, in *The Indian Removals*, S. Doc. 512, 23d Cong., 1st sess., 5 vols., AMS Press, 1974, vol. 3, pp. 418-419, vol. 4, pp. 630-631をもとに作成し、Gary E. Moulton ed., *The Papers of Chief John Ross*, 2 vols., University of Oklahoma Press, 1985, vol. 2, pp. 715-747, "Biographical Sketches"を参照して人名を一部修正した。

ろって落選しているところもある。特にそのうちの一人エドワード・ガンター (Edward Gunter) は、憲法制定会議代議員選挙でも当選した有力候補であった。やはりこのことは、過去の当選実績だけでは再選が保証されないということを示しているように思われる。

しかしその反面、繰り返し落選していた者が当選する場合も見受けられる。例えば、クーセウォティー行政区のジョン・リッジは、前述したように憲法制定会議代議員選挙では候補者に指名され、一八二八年の総選挙では自ら立候補していたが、いずれの選挙でも落選していた。それがついに、三回目の挑戦にあたるこの選挙で当選を果たしたのである。またこれとは逆に、繰り返し立候補しても当選しない候補者もいる。同じクーセウォティー行政区のイライジャ・ヒックスは、憲法制定会議代議員選挙、一八二八年の総選挙、そして今回と三回連続で落選している。特に彼が、一八二七年まで副大族長を務めていたチャールズ・ヒックスの息子であることを考えると、彼を不適任と判断する明確な理由が有権者の側にあつたのかもしれない。<sup>20)</sup>

さて次に、国民評議会の選挙の結果であるが、こちらは前任者二四名のうち一五名が立候補し、そのうち一〇名が再選されている。前任者の半数以上が再選された国民委員

会に比べると、選挙によって一四名が交代したので変動が激しかったと言ふことができる。もともと国民評議会選挙には、国民委員会に比べ多くの立候補者が出馬する傾向があるため激戦になりやすく、そこにおいて継続的に当選するということは、それなりに困難なことのようである。それだけに、繰り返し当選する候補者は、有権者の相当強い支持を受けていたものと考えられる。例えばチャトウーガ行政区のバーク (Bark)、ハイ・タワー行政区 (High Tower District) のウォーキング・スティック (Walking Stick)、アーモヒー行政区 (Ahmohee District) のコーイング・スネイク (Going Snake) とつた人々は、憲法制定によって新しい選挙制度が導入される以前から、一貫して国民評議会の評議員に選出され続けてきた人物である。

しかしその一方で、一八二七年までは国民評議会の評議員に選出されていながら、新しい選挙制度が導入されて以後は落選し続けている候補もいる。それは、クーセウォティー行政区のカエテヒー (Ka-e-tee-hee, Kaahteehee or Ca E De Hee) であるが、この行政区で実施された二回の選挙を見る限り、ホワイト・パス以外は当選者が交代しているし、またテサダスキー (Te-sa-daski, De Sah

表 5 1830年の総選挙による国民評議会の構成員の変化

Members of the National Council (Oct., 1828)	Candidates for the election of 1830 by Districts	Members of the National Council (Aug., 1832)
Charles Reece Sleeping Rabbit Tsu Nung-gee	<Chickamauga District> Sleeping Rabbit Little Meat Choonunggee Bark Wauhatchee Three Killer Hunter Langley Broom Kahniquayagee Pigeon Kahnolle Young Glass ?	Sleeping Rabbit Young Glass ? Chineunkah
Archibald Campbell Bark Laughing Mush	<Chattooga District> Archibald Campbell Bark George Chambers Archiller Smith Laugh at Mush Money-Cryer Little Turtle Scraper John Riley Big Dollar	Archibald Campbell Bark George Chambers
White Path Ne-gah-we Da-ye-ske	<Coosewatee District> White Path De Sah Da Ske James Foster Jesse Half Breed Watie Ca E De Hee John Necowce George Fallen Harry Downing Coo Lah Che	White Path Tesateskee James Foster
Walking Stick Turtle Chueleo	<High Tower District> Walking Stick Soft Shell Turtle Bean Stick Chulio John Beamer John Fields	Walking Stick Soft Shell Turtle Bean Stick
Moses Parris John R. Daniel Slim Fellow	<Hickory Log District> Tahquo John Daniel Denahlawestah Moses Parris Slim Fellow George Welch William Procter Skahlolee Edward Duncan	Tuquoh John R. Daniel Edward Duncan
Matoy Cricket Nah-hoo-lah	<Tahquohee District> Churvulooke ? John Wayne ? Hanging Charles ?	Churvulooke ? John Wayne ? Hanging Charles ?

寡頭制か民主制か (佐藤)

(表5の続き)

Si-too-wa-gee De-geh-le-loo-gee Robert Musk Rat	<Aquohee District> The Fire John Wickliffe Bald Town George Whirlwind Robin Muskrat Roman Nose Arch Equeetsee Situakee Sweet Water Peter	Situakee Sweet Water Peter
Going Snake (Speaker) James Bigbey Deer in the Water	<Ahmohee Distric> Going Snake John Watts James Foreman Doo-su-wo Ia-da Major James Martin George Butler James spears	Going Snake (Speaker) John Watts James Spears

出典：Cherokee Phoenix, October 22, 1828, June 12, 19, 26, July 3, 10, 17, 24, 31, 1830, July 14, 21, August 4, 1832および From General Council of the Cherokee Nation to Lewis Cass, August 6, 1832 and to Hugh Montgomery, Oct. 31, 1833, in *The Indian Removals*, S. Doc. 512, 23d Cong., 1st sess., 5 vols., AMS Press, 1974, vol. 3 pp. 418-419, vol. 4, pp. 630-631をもとに作成し、Gary E. Moulton ed., *The Papers of Chief John Ross*, 2 vols., University of Oklahoma Press, 1985, vol. 2, pp. 715-747, "Biographical Sketches" および James Mooney, *Myth of the Cherokee*, 19th Annual Report of Bureau of American Ethnology, GPO, 1900, pp. 506-548, "Glossary of Cherokee Words"を参照して人名を可能な限り統一した。また作表にあたり、各人の属する行政区が不明な場合は、James W. Tyner ed., *Those Who Cried, The 16,000: A Record of the Individual Cherokee Listed in the United States Official Census of the Cherokee Nation Conducted in 1835*, Thomson Printing, 1974を参照し、その居住地を確認して行政区を特定した。

Da Ske, Tasateskee, or Tasateskee) のちに、一旦は落選をしたものの、今回の選挙で復活を果たした候補がいる。これらの事実から判断すると、彼を選択しなくなった何らかの理由が有権者の側にあったのではないだろうか。

## 註

- (1) *Laws of the Cherokee Nation*, pp. 4-5.
- (2) Royce, *op. cit.*, p. 256, "Table showing approximately the are in square miles and acres ceded to the United States by various treaties with the Cherokee Nation" 46の註。
- (3) *Laws of the Cherokee Nation*, pp. 11-12, 14-18; Persico, Jr., "Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," pp. 100-101.
- (4) Champagne, *op. cit.*, p. 136; William G. McLoughlin, *Cherokee Renaissance in the New Republic*, Princeton University Press, 1986, p. 285; Elias Boudinot, "An Address to the Whites Delivered in the First Presbyterian Church, on the 26th of

May, 1826, "in Theda Perdue ed., *Cherokee Editor: The Writings of Elias Boudinot*, University of Tennessee Press, 1983, p. 75. この年、マクローリンは、一八二〇年以前の国民評議會の出席者数を七〇名から一〇〇名とつづるが、本稿ではジャン・ペーンの二〇〇名から三〇〇名という説明を採用した。

(5) William C. Sturtevant ed., "John Ridge on Cherokee Civilization in 1826," *Journal of Cherokee Studies*, 6-2 (1981), p. 83.

(6) 部族の立法の文面から判断する限り、一八一九年以前の国民評議會の開催地は一定していなかったようである。しかし一八一九年以降は、毎年一〇月にニュー・タウン (New Town) で開催されるようになった。ニュー・タウンがニュー・エチョータと改名され、正式に首都に指定された。*Laus of the Cherokee Nation*, pp. 62-63. なおニュー・エチョータの場所については、地図を参照。

(7) *Laws of the Cherokee Nation*, pp. 70-76.

(8) Champagne, *op. cit.*, pp. 131-132.

(9) この同時代人とは、アメリカ海外伝道協会 (American Board of Commissioners of Foreign Missions) の設立者で、当時チェロキー族を外部から支援つづけたジェレマイア・エヴァーツ (Jeremiah Everts) である。彼によるチカモーガ行政区 (Chickamauga District) の当選

者は、ジョン・ロス、ジョン・ボールドリッジ (John Baldrige)、リチャード・テイラー (Richard Taylor) の三名であった。しかしこのうちリチャード・テイラーについては、いかなる理由によるのか、憲法には署名してゐない。Niles' *Weekly Register*, June 9, 1827.

(10) 一八二七年の国民委員会の構成員については、表を参照。またこの憲法制定会議代議員選挙については、ウォルター・マクローリンも分析を試みている。ただし彼の作成した当選者一覧においては、本来チャトウガ行政区 (Chattooga District) 選出の代議員であつたはずのエドワード・ガンター (Edward Gunter) が、アーモビー行政区 (Ahnohee District) 選出とされている。これは他の史料と一致せず、誤りと思われる。McLoughlin, *Cherokee Renaissance in the New Republic*, pp. 394-395.

(11) この点に関しては、前記のジェレマイア・エヴァーツも、選挙について報告する書簡の中で次のように述べている。「ふつつかの行政区における選挙は、大変な盛り上がりを見せ激戦でした。……有権者の意思によるのか、或いは偶然か分かりませんが、この選挙の注目に値する事実として、前述の行政区 (チカモーガ行政区、クークセウォティー行政区 (Coosawattee District)、アーモビー行政区——佐藤付記) では、いずれも二人は英語を流暢に話す人物、一人はチェロキー語しか話すことができない人が

「*Niles' Weekly Register*, June 9, 1827.

- (31) William G. McLoughlin, *Cherokees and Missions, 1789-1839*, Yale University Press, 1984, pp. 227-228; idem, *Cherokee Renaissance in the New Republic*, pp. 394-395, 401, 407.

- (32) Champagne, *op. cit.*, pp. 138-140; Gary E. Moulton ed., *The Papers of Chief John Ross*, vol. 2, University of Oklahoma Press, 1985, pp. 715-747, "Biographical Sketches".

- (34) *Laus of the Cherokee Nation*, pp. 120-121.

- (35) 「一九二九年一月二日」の「*Theda Perdue and Michael D. Green ed., The Cherokee Removal: A Brief History with Documents*, Bedford Books, 1995, pp. 58-91」を参照。

- (39) From General Council of the Cherokee Nation to John Cooke et al., October 17, 1827, in *New American State Papers*, vol. 9, pp. 38-40; *Cherokee Phoenix*, May 28, June 4, 11, 18, 25, July 2, 9, 21, 30, October 22, 1828.

- (41) *Cherokee Phoenix*, October 22, 1828.

- (38) *Laus of the Cherokee Nation*, pp. 68-67; Champagne, *op. cit.*, pp. 138-139; Persico, Jr.,

"Early Nineteenth-Century Cherokee Political Organization," p. 107; Perdue, "Traditionalism in the Cherokee Nation," pp. 165-169; McLoughlin, *Cherokee Renaissance in the New Republic*, pp. 388, 392-394, 405-408; idem, "Cherokee Anti-Mission Sentiment, 1824-1828," *Ethnohistory*, 21 (1974), pp. 362-365, 367.

- (37) *Cherokee Phoenix*, October 22, 1828, June 12, 19, 26, July 3, 10, 17, 24, 31, 1830; From General Council of the Cherokee Nation to Lewis Cass, August 6, 1832 and to Hugh Montgomery, October 31, 1833, in *The Indian Removals*, vol. 3, pp. 418-419, vol. 4, pp. 630-631.

- (38) Moulton ed., *op. cit.*, vol. 2, pp. 715-747, "Biographical Sketches".

### おわりに

以上「政治の「文明化」にともないチェロキー族に新しく導入された選挙制度」それに基づき実施された三つの選挙の結果を分析してきたが、そこで明らかになった事柄について「新しい制度そのものが、一般部族民に政治参加の機会をよびのちた保証しつつたのか」という問題と「実際の選挙結果から、一般部族民の政治的影響力をどの程度まで

で読み取ることができたのかという問題の二点を中心にとめてみたい。

まず第一の問題であるが、憲法制定会議代議員選挙においては、一般部族民に被選挙権が与えられていなかったものの、憲法制定以後は、年齢に関して制限があるとは言え、基本的に男性部族民全てに選挙権と被選挙権が与えられていた。この点から判断する限り、チェロキ族が政治の「文明化」でつくり上げた新しい政治体制は、当時の白人社会と比較しても、同等かそれ以上に市民の政治参加を保証していたと言える。しかしその反面、チェロキ族自身が部族の政治的伝統に則り長年維持してきた制度と比較した場合には、部族民によって選ばれる代議員の人数が大幅に削減されていたことや、女性部族民の参政権が否定されていたことが示している通り、部族民の政治参加の度合いが弱まっていたことは否定できない。特に集落を単位として代議員を選出する方法を、行政区単位に選出する方法に変更した点は、一般の部族民にとって、国政レベルの政治との距離が、これまでより広がったことを意味していた。従来は、同じ集落に居住する顔見知りの中から信頼に足る人物を選出し、国民評議会へ派遣するというやり方で、積極的に部族の政治に係わることができた部族民たち

は、新しい制度の下、必ずしも直接の面識があるとは限らない少数の候補者の中から、代議員を選出しなければならなくなつたのである。

しかしながら、新しい選挙制度の内容をよく見てみると、このように広がってしまった部族民と政治の距離を縮める努力が、全くなされていなかったとも言えない。例えば、選挙の実施にあたっては、有権者の便宜を考え、各行政区に三つの管区を設定し、そのそれぞれに投票所を設置することが規定されていた。これは、新しく一つの選挙区を構成することになった各行政区の広さが、これまで選挙を行う際に単位となっていた各集落の広さと比べると、はるかに大きかったため、投票所の数を増やすことで、有権者の投票を可能な限り確保しようとしていたことを示している。また、選挙が口頭で実施されると規定されていた点も注目できる。おそらくこれは、読み書きのできない一般の部族民に対する配慮であった。

さらにこれらの規定に加えて、憲法の制定によって行われた選挙規定の改正の中にも、一般部族民の政治参加の機会を大幅に増大させる内容のものが含まれていた。それは、従来は国民評議会による任命制であった国民委員会の委員を、部族民の直接選挙で選出するように改めるとい

決定だった。このような改正は、もし新しい選挙制度の導入を含む一連の政治の「文明化」が、一般部族民の政治参加を制限する意図を持つものであったならば、決して行われるはずのないものであった。

次に、第二の、選挙の結果を分析することによってどの程度まで一般部族民の影響力を読み取ることができたのかという問題であるが、今回、選挙結果を復元するために候補者と当選者の対照表を作成したことによって、一定の傾向を明らかにすることができた。それは、特定の候補者については繰り返し当選を果たしているが、全般的に見ると選挙ごとの当選者の入れ替わりが、かなり発生しているということである。特にこの傾向は、純血の候補者が多かった国民評議会の選挙において著しかった。これは、もともと国民評議会への立候補が多く、それだけに激戦になったということが原因と考えられるが、裏を返せば、それだけ多くの部族民が立候補という手段で国政に参加しようとしていたことを示している。また有権者の立場から見れば、候補者選択の幅が広がったということ、そしてその状況を利用して、かなり積極的に意思表示ができたということを示しているのである。

これに対し、候補者の大半が混血によって占められてい

た国民委員会の選挙の方であるが、国民評議会の選挙に比較すれば、選挙ごとの当選者の入れ替わりが、明らかに少なかった。そしておそらくこのために、常に同じ混血の族長たちが部族政府の要職を占めているとして、同時代の外部の観察者から、彼らによる政治権力の独占が疑われたのである。しかし選挙の結果を注意深く見れば、国民委員会の選挙も、決して無風でなかったことが分かる。繰り返し再選を果たす候補者がいる一方で、一旦当選したにもかかわらず次回回落選する候補者や、何回立候補しても当選できない候補者がいる。やはりこのような結果には、少なからず有権者の意向が反映されていたものと思われる。

ただし残念ながら、いずれの選挙においても、有権者がなにゆえ特定の候補者を支持したのか、或いは支持しなかったのかという問題については、史料に制約があり、候補者個人についての情報が不備なため、ほとんど明らかにすることができなかった。また、それぞれの候補者が獲得した得票数についても、それを記録した史料が存在せず、有権者の各候補者に対する支持の強さの程度を検証することができなかった。それゆえ、今回行うことができた、新しい選挙制度の内容を分析する、或いは候補者の当落の動向を分析するという作業のみによって提示できる結

論には、おのずから限界がある。

しかしながら、そのような限界のある分析であったとしても、そこから明らかになった事柄を見る限り、チェロキー族において一般の部族民が政治の場から排除されていたという積極的な証拠は発見できなかった。むしろ彼らは、制度の上で確実に政治参加を保證されていたのであり、また実際の選挙においても、活発に参政権を行使していたように思われる。確かに一部の混血の族長たちは、選挙が実施されるたびに当選し、部族政府の要職に留まり続けていた。しかし、そうであるからと言って、ただちに彼らによる寡頭制が行われていたと断定するには無理がある。合衆国政府の役人など外部の観察者たちは、常々彼らの交渉相手となっていたこれらの一部の族長たちのみに注目していたため、そのような評価を下していたのであろうが、一方で重要な事実を見落としていた。それは、これらの混血の族長たち以外にも、多くの族長たちが部族政府に係わっていたという問題である。そして、この見落とされていた多くの族長たち、つまり常時部族政府に参加していたとは限らず、そのために外部からみた場合に目立たなかった人々の選挙における当落の動向にこそ、一般部族民の政治的影響力がより鮮明に映し出されていたのである。

寡頭制か民主制か（佐藤）

それゆえ、彼らをも含めた全ての指導者たちが、選挙という制度を通じて、どのように選出されていたのかという問題を総合的に検討しない限り、チェロキー族の政治体制の性格についても評価を下すことはできないのである。

#### 註

(1) それぞれの行政区の面積については、正確な数値は不明であるが、当時のチェロキー・ネイションの総面積七八八万エーカー（約三万一九〇〇平方キロ）を単純に行政区の総数八で割った場合、一行政区あたりの面積は約九八万エーカー（約四〇〇〇平方キロ）となり、東京都の二倍弱ほどの広さとなる（地図参照）。

(2) 当時のチェロキー族の識字率については、McLoughlin and Conser, Jr., "The Cherokees in Transition," p. 692; Carmeleta L. Monteith, "Literacy Among the Cherokee in the Early Nineteenth Century," *Journal of Cherokee Studies*, 4 (1984), pp. 56-75を参照。